

中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関するガイドライン

1 ガイドラインの目的

中井町所有の登録商標及びロゴの使用に関する要綱第8条第2号の規定より、商標等の適正な利用を図るため、商標等の使用方法を定める。

2 基本的な考え方

要綱では、商標等が町の魅力を町内外に発信するために使用される場合に、商標等の使用を許諾する。

3 商標等の表示方法

(1) 里都<sup>さと</sup>まち

基本的には、登録した商標（登録第5908642号）と同一の表示をすること。ただし、同一の範囲内において表示することを認める。

また、里都<sup>さと</sup>まちが中井町を表す言葉であることが伝わるように、「里都<sup>さと</sup>まちなかい」など表示方法を工夫するように努めること。

【登録商標】

- ・文字商標：里都<sup>さと</sup>まち
- ・書体：標準文字
- ・色彩：黒

【同一の範囲内と認められるもの】

- ・色彩の変更
- ・書体のみに変更を加えた同一の文字
- ・「里都（さと）まち」など

※ 多くの方が読めるようにできる限りルビを付けること。

※ 使用形態が要綱に合致するか否かについては、申請に応じて町が判断する。

(2) 里都まちロゴ

里都まちロゴとは、次のロゴのことをいう。

基本的には、このロゴと同一の表示をすること。

また、このロゴが中井町を表すものであることが伝わるように、表示方法を工夫するように努めること。

<基本のデザイン>



<町が推奨する表示例>

ちょうどいい ちょっといい



里都まち♥なかい

【ロゴデータの提供】

- ・ 町は、里都まちロゴの使用者からロゴデータの提供依頼があった場合、町が所有するロゴデータを提供するものとする。

※ 使用形態が要綱に合致するか否かについては、申請に応じて町が判断する。

4 使用許諾が認められる例

- (1) イベント等の名称として使用する場合
- (2) イベント等のブースやチラシに使用する場合
- (3) 広告やホームページ等の宣伝媒体に使用する場合

5 使用許諾が認められない例

- (1) 商品やサービスの名称として使用する場合
- (2) 商品自体や商品の包装に使用する場合

※ ただし、里都まち♥なかいブランド「なかいの逸品、太鼓判！」の認証を受けた商品はこの限りではない。